

事 務 連 絡  
平成26年12月19日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域生活支援推進室

### 障害者に対する虐待防止・早期発見に向けた取組の徹底について

平素より、障害保健福祉行政の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律が平成24年10月から施行され、各都道府県・市区町村におかれては、通報義務の周知徹底、相談体制の充実や事業者への研修を通じた意識の醸成等行っていただいていたところですが、各都道府県にご協力いただき、本年11月25日に厚生労働省において公表いたしました都道府県・市区町村における障害者虐待事例における対応状況等に関する調査では、養護者による障害者虐待が1,764件、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が263件であった結果となり、厚生労働省としても大変重く受け止めているところです。（公表資料：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000065128.html>）

厚生労働省では、相次ぐ虐待事案の発生や関連する制度の見直しを踏まえ、今般、障害者虐待防止マニュアルを改訂いたしましたので、関連情報とともに下記のとおり情報提供いたします。

各都道府県等においては内容についてご了知の上、管内市町村等へ周知いただくとともに、障害者に対する虐待防止の未然防止や早期発見、迅速な対応の徹底を図るための一層の取組をお願いいたします。

### 記

#### 1 障害者虐待防止マニュアルの改訂に伴う周知徹底について

厚生労働省では、市町村・都道府県や事業者への支援の一環として、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」、「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」の各マニュアルを作成していたところであるが、今般、内容の一部を改訂したところ。

改訂の主なポイントは、以下のとおりである。

(市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応)

- ① 関連制度の改正により、市町村において虐待の被害の拡大防止等のため、住民基本台帳の閲覧制限や日本年金機構から年金基本情報の目的外提供を受けることが可能となったこと
- ② 指導監査時における虐待の有無の確認について記載したこと
- ③ 虐待の通報等があったケースの聞き取り調査について、実施上の留意点を掲載したこと

(障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き)

- ① 深刻な虐待事案の発生を踏まえ、通報義務の履行を再徹底する内容としたこと
- ② 事業所の職員用に新たに作成した職場内研修用冊子について紹介し、その活用を促す内容としたこと
- ③ 行動障害を有する障害者が虐待を受けやすいことを踏まえ、強度行動障害支援者養成研修の受講を促す内容としたこと

については、各都道府県において、管内市区町村に周知徹底いただくとともに、事業者にマニュアルの内容を着実に伝達の上、事業者において直接サービスを提供する従業者以外の者も含めて、定期的に虐待防止に向けた取組が行われているか確認に努めること。

(参考)

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」、「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai Shahukushi/gyakut aiboushi/tsuuchi.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/gyakut aiboushi/tsuuchi.html)

## 2 千葉県袖ヶ浦福祉センター第三者検証委員会の最終報告（答申）の情報提供について

千葉県袖ヶ浦福祉センターによる虐待事案を踏まえ、千葉県では「千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会」を設置し、問題の全容について究明してきところであるが、同委員会の最終報告（答申）が本年8月にとりまとめられたところ。

報告書では、県や外部による重層的なチェックシステムの構築についても言及されており、施設内の巡回時間の拡大、支援員からの聞き取り、抜き打ち検査の実施等により県の監査・モニタリングを強化する旨報告がされていることから、各都道府県においても、障害者福祉施設等への指導監査に当たっての取組の参考とされたい。

(参考)

千葉県社会福祉事業団による千葉県袖ヶ浦福祉センターにおける虐待事件問題、同事業団のあり方及び同センターのあり方について（最終報告（答申））（平成26年8月7日）

<http://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/jouhoukoukai/shingikai/dai3shakensho/kensho.html>

### 3 自治体におけるマニュアル・事例集の紹介

11月25日に公表した調査結果では、自治体における、「専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保」や「独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成」の実施割合が低調であった。

都道府県・市町村においては、法律を踏まえた取組が円滑に行われる必要があることから、都道府県が作成した、虐待防止や被虐待者への支援に関するマニュアルや事例集について、その一部を以下のとおり紹介するので、管内市町村等への研修の実施や、自立支援協議会における各地域の実情に応じた支援等の体制整備の在り方の検討の参考とされたい。

(大阪府) <http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/gyakutaibousi-jirei.html>

(岡山県) [http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/367305\\_2005170\\_misc.pdf](http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/367305_2005170_misc.pdf)

(宮崎県) <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/parts/000209172.pdf>